

6 弥監公表第 19 号
令和 7 年 2 月 4 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査として、弥富市監査委員監査基準に準拠して監査を実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

十四山支所、都市整備課、環境課の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

(監査の範囲は、主に令和6年4月1日から令和6年12月31日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。)

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

(1) 重点項目

- ア 前回の監査における指摘事項が改善されているか。
- イ 事務の執行が関係法令に適合しているか。
- ウ 収入は確実かつ厳正に確保されているか。
- エ 歳出予算は、適正かつ効果的に執行されているか。
- オ 契約の締結は、関係法令に基づいて適正に執行されているか。
- カ 工事等は、着工から完了検査、引渡しまで契約どおり履行されているか。
- キ 公有財産、物品の取得及び維持管理等は適正に行われているか。
- ク 基金の管理、運用は適正かつ効果的に行われているか。
- ケ 財政援助団体等の事務事業や運営、事業効果は適正か。
- コ 公金の管理は、「弥富市公金等の適切な取扱指針」に基づき適正に管理されているか。

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

十四山支所、都市整備課、環境課及び関係職員から説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査委員事務局による事前調査	監査委員事務局	令和7年1月7日～ 令和7年1月15日
監査委員による本監査	本庁舎5階 打合室4	令和7年1月23日

第2 監査の結果

以上のおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、一部では是正または改善が必要である事項（指摘事項（措置を要する事項））が認められたので、速やかに再発防止に向けた取り組みの検討及び実施を求める。また、一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[指 摘 事 項（措置を要する事項）]

◎ 環境課

(1) 契約に係る事務について

ア 除草剤購入（単価契約）

随意契約により業者を指定するが、弥富市随意契約関係取扱基準で定められている業者数は3者であるところ、1者少なかった。弥富市随意契約の取扱基準で、業者数は、特別の理由がある場合は、それ以内とすることができ

るとしているが、業者数を減じている理由が起案本文に記載されていない。
弥富市随意契約関係取扱基準に基づいて事務を行われたい。

イ 不法投棄処理手数料（単価契約）

指名競争入札による各種発注業務の指名業者数が、弥富市物品の買入れ等業者選定要領で定められている業者数は6業者以上だが、3業者しか指名していない。起案本文に指名業者数を減じている理由として「収集運搬について、相当の経験と実績があり、市の定める収集計画を安全、確実に遂行でき、市内の地理を熟知していること。また、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していること。」と記載されている。また、選定した3業者以外の業者では遂行できない理由として「ごみの処理は材質だけでなく、業種ごとに定められるなど経験や知識を有します。全ての廃棄物を網羅的に処理できる業者は限られており、選定した3者はそうした経験や知識とともに資材や人員も兼ね備えており、信頼できる業者であります。」と、事前調査で回答している。他に遂行できる業者の有無を確認することもしておらず、3業者に減ずる理由としても足りておらず、実質的な価格競争がなされたといいがたい。入札は価格競争によって経済的合理性を追求する手段であるため、弥富市契約規則や弥富市物品の買入れ等業者選定要領などに基づき、適正な運用をされたい。

ウ ごみ収集運搬等委託業務委託（可燃・不燃・プラスチック類・粗大）弥富地区・十四山地区及び、ごみ収集運搬等業務委託（空缶・空瓶・ペットボトル・廃乾電池・廃蛍光管等）

年度予算については、地方自治法第208条第1項により、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」とされ、同条第2項により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とされ、会計年度独立の原則としている。しかし、契約期間が令和6年6月1日から令和7年5月31日で、1年間であるが長期継続契約としている。令和6年度から令和7年度の長期継続契約として、所属年度を2年度とする必要性及び合理的な理由がみられない。契約期間が1年間ならば、地方自治法の原則のとおり、4月1日から3月31日の単年度契約とされたい。

[留意事項]

◎ 十四山支所

(1) 契約に係る事務について

契約に係る事務において、次のような個所がみられたので留意し、管理体制を整え、事務の万全を期されたい。

ア 修正箇所には訂正印がない。

イ 起案の決裁区分は部長だが、部長の決裁を受けていない。

(2) 行政文書の管理について

年次有給休暇処理簿及び休暇及び職免承認簿・欠勤簿の様式が、改正前の運用になっていた。現在の運用に沿って、行政文書として適切に管理されたい。

◎ 都市整備課

(1) 契約に係る事務について

契約に係る事務において、次のような個所がみられたので留意し、管理体制を整え、事務の万全を期されたい。

ア 業者から提出された書類に、日付の未記入及び受付印のないものが散見された。

イ 行政文書として綴るべきではない書類が綴られていた。

ウ 弥富市物品の買入れ等業者選定要領に基づく契約を、弥富市建設工事等請負業者選定要領に基づいていた。

(2) 行政文書の管理について

公用車運転日誌の確認方法及び天候について未記入が散見された。また、点呼者が認識できない記入となっていた。公用車運転日誌兼点呼記録の取扱いについての通知のとおり、行政文書として適切に記入されたい。

以上